

2018年7月30日

ASEANにも広がる個人情報規制強化の波

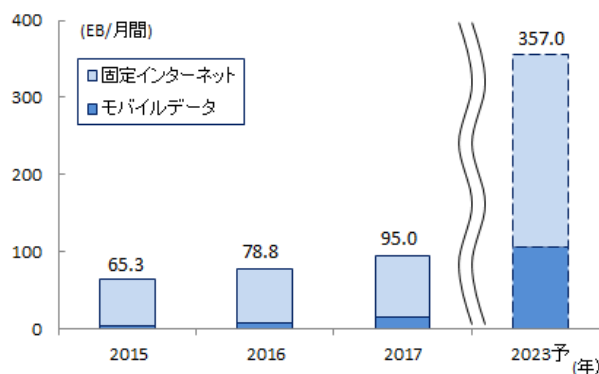
欧州 GDPR と注目すべき ASEAN 各国におけるデータ保護規制の動き

アジア事業開発グループ
コンサルタント 古橋 櫻子

国際的に進むデータ利活用に伴う欧州 GDPR 施行

IT の革新とビジネス活動のグローバル化の進展により、本格的なビッグデータ時代が到来している。これに伴い、顧客データや行動履歴等を分析し、商品開発やサービス改善等に活用したいという企業のニーズは世界的規模で拡大している。実際のところネットワーク上のデータ送受信は飛躍的に増えており、今後も全世界のトラフィック量は2015年から2023年にかけて約5.5倍に増加すると予測されている(図表1参照)。中でも、牽引するのはスマートフォンを中心とするモバイルデータで、トラフィック量は2015年の月間4.1EB¹から2023年には月間100EBまで急増するとされている。

(図表1) 全世界トラフィック量の推移と予測(トラフィック種別²)



出所: Ericsson "Ericsson Mobility Report" June 2017, June 2018 より大和総研作成

¹ EB=エクサバイト: データの容量を表す単位 (1EBは10の18乗バイト)。

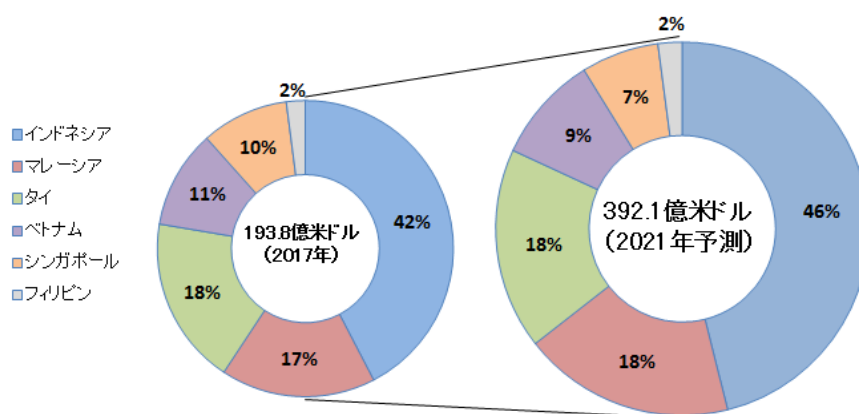
² 「固定インターネット」とは、インターネットバックボーンを通過するすべてのIPトラフィックを指す。「モバイルデータ」とは、スマートフォン等の携帯端末やノートPCカードで生成されたデータを指す。

こうした中、去る5月25日、欧州連合（以下、EU）の「一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）」（以下、GDPR）が施行され、個人データを収集・処理する事業者にとって、多くの義務が課されることとなった。EU域内の拠点の有無を問わず、EU居住者に商品やサービスを提供、またはモニタリングする場合に適用対象となり、個人を特定する情報の域外移転を原則禁じる等、個人情報管理の強化を主とする規制内容である。この他、情報管理責任者の選定義務、データ漏れ等問題発生時には72時間以内に監督機関に通知する義務を課し、違反した企業には高額な制裁金が科される。なお、GDPR制定に至った背景には、国境を越えてサービスを提供し、個人情報の収集・分析を武器に圧倒的なシェアを握りかねない米国型ビジネスに対抗する、という競争政策の側面も多分にあると考えられる。

ASEAN 諸国の個人情報保護の規制整備・強化への動き

ASEAN 諸国も例に漏れず、個人情報保護制度の整備・強化に乗り出している。背景のひとつに、ASEAN においてデジタル産業の存在感が急速に増している事情がある。近年、ASEAN 諸国でも中間所得層の急増等から通信手段が広く普及し、電子商取引（以下、EC）等デジタルエコノミーの成長が著しく、その規制整備の重要性が増している。例えば、ASEAN 主要6カ国の EC 市場規模は、2017年の193.8億米ドルから2021年には392.1億米ドルと2倍以上に拡大する見込みである（図表2参照）。また、この間の年平均伸び率は各国で約10～20%台と高率が予測されており、個人情報データの流通の活発化がうかがえる。

（図表2）ASEAN 主要6カ国の EC 市場規模（2017年、2021年予測）



出所：eMarketer “Retail Ecommerce Sales, by Country” June 2018 より大和総研作成

もちろん、ASEAN 諸国での動きは欧州の GDPR 施行が大きな契機となっていることも否めない。現在、ASEAN 諸国のうち個人情報保護の統一的法令が存在するのはシンガポール、マレーシア、フィリピンの 3 カ国に留まる。その他の国では、憲法や民法等複数の法令によって業種や分野ごとの個人情報保護を図るのみで、統一的で十分な制度的枠組みがないのが現状だ（図表 3 参照）。しかし、先述の GDPR 施行により、タイやインドネシアで状況が大きく変わろうとしている。

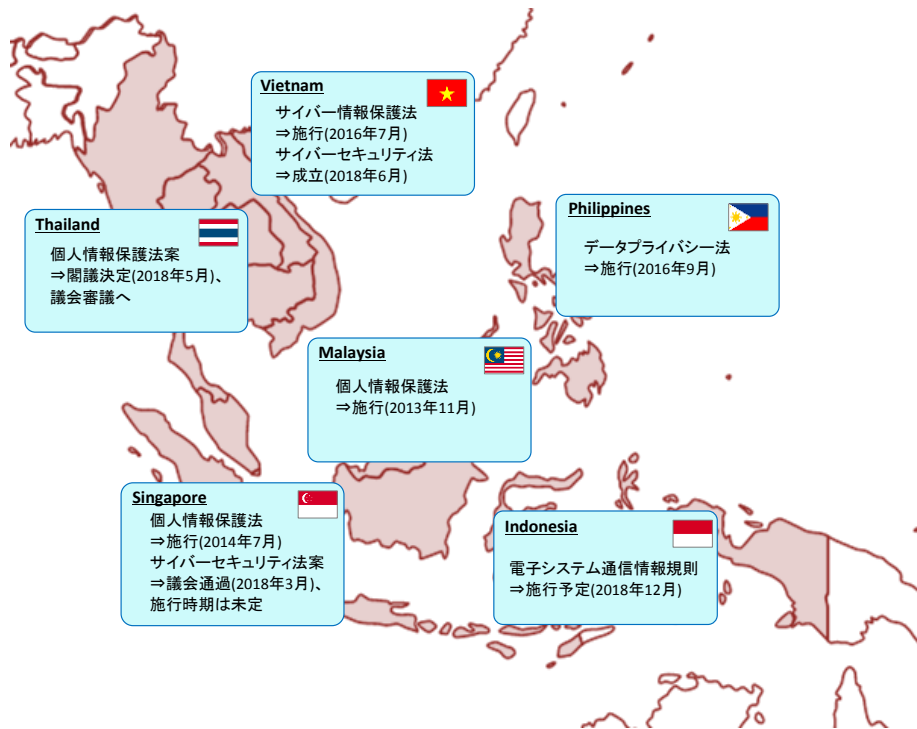
例えばタイでは、2015 年 1 月にプラユット政権のデジタルエコノミー政策の一環として個人情報保護法制定が決定され、実際に草案も作成されたが、管轄当局に差戻されたままだった。しかし、GDPR 適用開始の時期が迫ったタイミングで改めて草案が作成（去る 5 月に閣議決定済み）され、今後議会で審議後、成立される見込みである。GDPR によれば、欧州委員会が「情報管理が適切な水準にある」と認定した国・地域へのデータ移転は国・地域ベースで適法とされ、一部の手続を免除するとしている。そのためタイ政府は、EU の基準を満たした法律を制定することで EU 域外移転の適法性を確保し、タイ企業が貿易や投資で GDPR の影響を最小限にすることを狙っているともいわれる³。

インドネシアにおいても、インターネット上での個人情報管理について定めた「電子システム通信情報省規則」が今年 12 月に施行予定である。電子システム提供者に対し、具体的な情報の安全管理策を求め、違反時には刑事罰に問われるようになる等、規制が厳格化される見込みだ。さらに、現時点で成立時期は見通せないが、統一的法令として個人情報保護法案も既に作成されており、今後議会にて審議予定である。

ベトナムとシンガポールでは、GDPR 施行前にインターネット上での個人情報保護の取り扱いに関する規制を強化する動きが見られた。ベトナムでは「サイバー情報保護法」が 2016 年 7 月に施行され、個人情報の定義や安全管理措置等について体系的に規定されている。シンガポールでは「個人情報保護法」が 2014 年 7 月に全面施行され、企業へのデータ保護の責任者設置や、顧客データの管理に不正があった事業者への制裁金の要求等が定められている。なお、これら両国では、「サイバーセキュリティー法」が今年成立、議会を通過していることにも留意したい。同法は、個人情報や国家の安全保障に関するデータ、金融やヘルスケア等の産業育成に関するデータを国内のサーバーに保管・処理するよう企業に求めている。

³ ただし、現状では個人情報保護の統一的法令がある 3 カ国を含めて、GDPR でデータ移転を適法とする十分性を認定されている ASEAN の国はない。

(図表 3) ASEAN 主要 6 カ国の個人情報保護に関する主要制度の整備状況



出所：ASEAN 各国政府、三角形「白地図専門店」サイト等より大和総研作成

ASEAN 域内で包括的規則が制定される可能性

GDPR の制定には EU 域内の個人情報保護法を均一化する、という目的も含まれている。従前、EU 各加盟国は「EU データ保護指令」(1995 年制定)に基づき、関連法を各国で制定していたが、国ごとに規制内容が異なったため、EU 域内でビジネスを展開する企業は各国の法制度を確認・調整する手間が生じていた。こうした手間を省き、国際的なビジネスにとっての規制環境を簡潔にするため、現在は加盟国各国の関連法を廃止し、すべての加盟国に GDPR を直接適用するようにしている⁴。

先の通り、ASEAN 諸国では主要国を中心によりやく統一的な個人情報保護法制の整備が進められようとしているにすぎない。ただし、米国や中国等の巨大プラットフォーム企業の影響が急速に増大している中、個人情報保護制度の整備・強化の動きは ASEAN 全体へと広がるのも時間の問題だろう。実際、昨年には ASEAN 経済共同体 (AEC) が「ASEAN 経済共同体 2025 統合戦略行動計画⁵」を発表し、2025 年までに EC 等 ICT 分野にお

⁴ ただし、一定の事項(雇用、ジャーナリズム、研究等)については、加盟国が個別法を制定することが可能。

⁵ ASEAN Economic Community (AEC) “ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan”
<<http://asean.org/storage/2017/02/Consolidated-Strategic-Action-Plan.pdf>>

る個人情報保護のルール整備・統一化の達成を掲げている。欧州で GDPR 制定に至ったことや、上記計画が発表されたことを考えると、将来 ASEAN 域内で GDPR に類似する統一的または包括的規則が設けられる可能性もあるだろう。ASEAN においてデータ関連のビジネスを展開するには、各国の規制動向を理解しつつ情報を利活用する、という的確な舵取りが必要な時期を迎えているといえる。

－（本文）以上－